

熊本県公報

第 1 1 4 3 3 号
平成 18 年 7 月 21 日 (金)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

告 示

- 木材業者及び製材業者の登録……………(林業振興課) 1
- 道路の供用開始……………(道路保全課) 2
- 道路の区域変更……………(") 2
- 指定居宅サービス事業所の指定 (通所介護)……………(高齢者支援総室) 2
- 指定居宅サービス事業所の指定 (介護予防通所介護)……………(") 3
- 指定居宅サービス事業所の指定 (通所リハビリテーション)……………(") 3
- 指定居宅サービス事業所の指定 (介護予防通所リハビリテーション)……………(") 3
- 公有水面埋立免許……………(河川課) 3
- 指定居宅介護支援事業所の指定……………(高齢者支援総室) 7
- "……………(") 7
- "……………(") 7
- "……………(") 7
- 長洲港公有水面埋立出願事項変更許可……………(港湾課) 8
- 指定居宅介護支援事業所の指定……………(高齢者支援総室) 11
- "……………(") 12
- 指定居宅サービス事業所の指定 (訪問看護)……………(") 12
- "……………(介護予防訪問看護)……………(") 12
- 指定居宅介護支援事業所の指定……………(") 12
- 指定居宅サービス事業所の指定 (訪問リハビリテーション)……………(") 12
- "……………(介護予防訪問リハビリテーション)……………(") 13
- 木材業者及び製材業者の登録書換……………(林業振興課) 13
- 開発行為工事完了……………(建築課) 13
- 土地改良区役員の退任及び就任……………(農村計画・技術管理課) 13
- 特定非営利活動法人の設立認証申請……………(男女共同参画・パートナーシップ推進課) 14
- "……………(") 14
- "……………(") 15
- "……………(") 15
- "……………(") 15
- 特定非営利活動法人の定款変更認証申請……………(") 15
- "……………(") 16
- 平成 18 年度特別保護地区の指定に関する公聴会の開催……………(自然保護課) 16
- 熊本県職業能力開発審議会の開催……………(労働雇用総室) 16
- 熊本県野生鳥獣保護管理検討委員会……………(自然保護課) 17
- 熊本県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等
の範囲を定める規則の一部を改正する規則……………(人事委員会) 17

告 示

熊本県告示第 755 号

熊本県木材業者及び製材業者登録条例(昭和 34 年熊本県条例第 36 号)第 5 条の規定により、木材業者及び製材業者を次のとおり登録した。

平成 18 年 7 月 21 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

(木材業者の登録)

登 録 年 月 日	住所及び氏名 (法人にあっては所在地、名称及び 代表者の氏名)	業 態	主な 取扱材
登 録 番 号 (摘 要)			
平成 18 年 5 月 12 日	天草郡苓北町坂瀬川 1793	木材の販売	製品

A11198 (新規)	株式会社長濱興業 代表取締役 長濱貢		
-------------	-----------------------	--	--

(製材業者の登録)

登 録 年 月 日 登 録 番 号 (摘 要)	住所及び氏名 (法人にあっては所在地、名称及び 代表者の氏名)	業 態	主な 取扱材
平成 18 年 5 月 12 日 B11063 (新規)	天草郡苓北町坂瀬川 1793 株式会社長濱興業 代表取締役 長濱貢	加工 その他	板 ひき角 ひき割

熊本県告示第 756 号

道路法 (昭和 27 年法律第 180 号) 第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 18 年 7 月 21 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 18 年 7 月 21 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路 線 名	供 用 を 開 始 す る 区 間	延 長 (メートル)	備 考
主要地方道	別府一の宮 線	阿蘇市一の宮町手野字外園 1119 番 1 地先から 同 所 1093 番 1 地先まで	218.2	緊 道 整

2 供用を開始する期日 平成 18 年 7 月 21 日

熊本県告示第 757 号

道路法 (昭和 27 年法律第 180 号) 第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 18 年 7 月 21 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 18 年 7 月 21 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路 の種 類	路 線 名	区 域 を 変 更 す る 区 間	前 後	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
一般 県道	宮地岳今 田線	天草市宮地岳町字松木原 5531 番 14 地先から 同町字上田原 6600 番 1 地先まで	前 後	3.7 ～ 11.2 8.6 ～ 37.0	1,956.0 1,956.0	単 道 改

2 区域を変更する期日 平成 18 年 7 月 21 日

熊本県告示第 758 号

介護保険法 (平成 9 年法律第 123 号) 第 41 条第 1 項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 18 年 7 月 21 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【通所介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事 業 者 名	指 定 年 月 日
生活支援センターささえあい 玉名市中 1068 番地 1	特定非営利活動法人地域たす けあいの会	平成 18 年 7 月 12 日

熊本県告示第 759 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 53 条第 1 項の規定により指定介護予防サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 18 年 7 月 21 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【介護予防通所介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
生活支援センターささえあい 玉名市中 1068 番地 1	特定非営利活動法人地域たすけあいの会	平成 18 年 7 月 12 日

熊本県告示第 760 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 18 年 7 月 21 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【通所リハビリテーション】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
メディカルケアセンターファイン通所リハビリテーション 熊本市三郎一丁目 12 番 25 号	医療法人社団大浦会	平成 18 年 7 月 12 日

熊本県告示第 761 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 53 条第 1 項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 18 年 7 月 21 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【介護予防通所リハビリテーション】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
メディカルケアセンターファイン通所リハビリテーション 熊本市三郎一丁目 12 番 25 号	医療法人社団大浦会	平成 18 年 7 月 12 日

熊本県告示第 762 号

公有水面埋立法（大正 10 年法律第 57 号）第 2 条第 1 項の規定により次のとおり免許した。

平成 18 年 7 月 21 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 埋立免許年月日
平成 18 年 7 月 14 日
- 2 出願者の住所及び氏名
 - (1) 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
道路管理者 熊本県 代表者 熊本県知事 潮谷義子
 - (2) 上天草市大矢野町上 1514 番地
上天草市長 何川一幸
- 3 埋立区域
 - (1) 位置
 - (一工区)
上天草市姫戸町姫浦字日守 3384、3383、3380、3379 の 2 及び 3379 の 1、字石崎 3359 の 3、3359 の 1、3362、3357 の 1、3357 の 2 及びこれらの区域に隣接介在する道路地先公有水面
 - (二工区)
上天草市姫戸町姫浦字日守 3384、3383、3380、3379 の 2 及び 3379 の 1、字石崎 3359 の 3、3359 の 1、3362、3357 の 1、3357 の 2 及びこれらの区域に隣接介在する道路地先公有水面
 - (三工区)
上天草市姫戸町姫浦字日守 3384、3383、3380、3379 の 2 及び 3379 の 1、字石崎 3359 の 3、3359 の 1、3362、3357 の 1、3357 の 2 及びこれらの区域に隣接介在する道路地先公有水面

(2) 区域

(一工区)

次の各地点のうち、㉔の地点から 39 度 27 分 56 秒 500.00 メートル地点を円心とする半径 500.00 メートルの円周で㉔の地点と㉒の地点とを結ぶ南側の円弧、㉒の地点から㉑の地点までを順次に結んだ線、㉑の地点と㉑の地点とを結ぶ平成 17 年の秋分の満潮位 (DL + 3.70 メートル) における公有水面と陸地との境界線、㉑の地点から㉑の地点までを順次に結んだ線、㉑の地点から 103 度 02 分 56 秒 395.50 メートル地点を円心とする半径 395.50 メートルの円周で㉑の地点と㉑の地点とを結ぶ西側の円弧、㉑の地点から㉑の地点までを順次に結んだ線及び㉑の地点と㉑の地点とを結んだ線により囲まれた区域

㉔の地点	基点から 227 度 10 分 00 秒	1,339.17 メートルの地点
㉒の地点	㉔の地点から 123 度 57 分 44 秒	95.89 メートルの地点
㉓の地点	㉒の地点から 201 度 38 分 13 秒	180.73 メートルの地点
㉔の地点	㉓の地点から 111 度 38 分 13 秒	1.70 メートルの地点
㉕の地点	㉔の地点から 201 度 38 分 13 秒	3.12 メートルの地点
㉖の地点	㉕の地点から 286 度 20 分 33 秒	3.12 メートルの地点
㉗の地点	㉖の地点から 16 度 20 分 33 秒	1.70 メートルの地点
㉘の地点	㉗の地点から 286 度 20 分 33 秒	58.58 メートルの地点
㉙の地点	㉘の地点から 196 度 20 分 33 秒	1.70 メートルの地点
㉚の地点	㉙の地点から 286 度 20 分 33 秒	1.85 メートルの地点
㉛の地点	㉚の地点から 349 度 50 分 36 秒	13.44 メートルの地点
㉜の地点	㉛の地点から 7 度 33 分 57 秒	25.43 メートルの地点
㉝の地点	㉜の地点から 7 度 35 分 38 秒	9.52 メートルの地点
㉞の地点	㉝の地点から 7 度 45 分 52 秒	9.52 メートルの地点
㉟の地点	㉞の地点から 8 度 06 分 15 秒	9.52 メートルの地点
㊱の地点	㉟の地点から 8 度 36 分 49 秒	9.52 メートルの地点
㊲の地点	㊱の地点から 9 度 17 分 59 秒	9.52 メートルの地点
㊳の地点	㊲の地点から 10 度 09 分 27 秒	9.52 メートルの地点
㊴の地点	㊳の地点から 11 度 11 分 11 秒	9.52 メートルの地点
㊵の地点	㊴の地点から 12 度 20 分 01 秒	9.29 メートルの地点
㊶の地点	㊵の地点から 17 度 25 分 46 秒	60.42 メートルの地点
㊷の地点	㊶の地点から 22 度 17 分 26 秒	9.74 メートルの地点
㊸の地点	㊷の地点から 23 度 40 分 24 秒	9.52 メートルの地点
㊹の地点	㊸の地点から 24 度 42 分 06 秒	9.52 メートルの地点
㊺の地点	㊹の地点から 25 度 33 分 36 秒	9.52 メートルの地点

(第二工区)

次の各地点のうち、㉔の地点から 48 度 52 分 56 秒 500.00 メートル地点を円心とする半径 500.00 メートルの円周で㉔の地点と㉑の地点とを結ぶ南側の円弧、㉑の地点から㉑の地点までを順次に結んだ線、㉑の地点から 111 度 48 分 38 秒 395.50 メートル地点を円心とする半径 395.50 メートルの円周で㉑の地点と㉑の地点とを結ぶ西側の円弧、㉑の地点から㉑の地点までを順次に結んだ線、㉑の地点と㉑の地点とを結ぶ平成 17 年の秋分の満潮位 (DL + 3.70 メートル) における公有水面と陸地との境界線、㉑の地点から㉑の地点までを順次に結んだ線、㉑の地点から 103 度 02 分 56 秒 407.50 メートル地点を円心とする半径 407.50 メートルの円周で㉑の地点と㉑の地点とを結ぶ西側の円弧及び㉑の地点から㉑の地点までを順次に結んだ線により囲まれた区域

㉔の地点	基点から 227 度 41 分 28 秒	1,340.73 メートルの地点
㉒の地点	㉔の地点から 130 度 10 分 28 秒	12.36 メートルの地点
㉓の地点	㉒の地点から 206 度 14 分 45 秒	1.44 メートルの地点
㉔の地点	㉓の地点から 205 度 33 分 36 秒	9.52 メートルの地点
㉕の地点	㉔の地点から 204 度 42 分 06 秒	9.52 メートルの地点
㉖の地点	㉕の地点から 203 度 40 分 24 秒	9.52 メートルの地点
㉗の地点	㉖の地点から 202 度 17 分 26 秒	9.74 メートルの地点
㉘の地点	㉗の地点から 197 度 25 分 46 秒	60.42 メートルの地点
㉙の地点	㉘の地点から 192 度 20 分 01 秒	9.29 メートルの地点
㉚の地点	㉙の地点から 191 度 11 分 11 秒	9.52 メートルの地点
㉛の地点	㉚の地点から 190 度 09 分 27 秒	9.52 メートルの地点
㉜の地点	㉛の地点から 189 度 17 分 59 秒	9.52 メートルの地点
㉝の地点	㉜の地点から 188 度 36 分 49 秒	9.52 メートルの地点
㉞の地点	㉝の地点から 188 度 06 分 15 秒	9.52 メートルの地点
㉟の地点	㉞の地点から 187 度 45 分 52 秒	9.52 メートルの地点
㊱の地点	㉟の地点から 187 度 35 分 38 秒	9.52 メートルの地点
㊲の地点	㊱の地点から 187 度 33 分 57 秒	25.43 メートルの地点
㊳の地点	㊲の地点から 321 度 54 分 55 秒	16.78 メートルの地点
㊴の地点	㊳の地点から 7 度 33 分 58 秒	13.70 メートルの地点
㊵の地点	㊴の地点から 7 度 35 分 40 秒	9.66 メートルの地点
㊶の地点	㊵の地点から 7 度 46 分 08 秒	9.66 メートルの地点
㊷の地点	㊶の地点から 8 度 06 分 58 秒	9.66 メートルの地点
㊸の地点	㊷の地点から 8 度 37 分 57 秒	9.66 メートルの地点

③の地点	⑫の地点から 9 度 19 分 08 秒	9.66 メートルの地点
⑭の地点	⑬の地点から 10 度 10 分 57 秒	9.66 メートルの地点
⑮の地点	⑭の地点から 11 度 12 分 25 秒	9.66 メートルの地点
⑯の地点	⑮の地点から 12 度 20 分 35 秒	9.43 メートルの地点
⑰の地点	⑯の地点から 17 度 25 分 46 秒	62.26 メートルの地点
⑱の地点	⑰の地点から 22 度 17 分 05 秒	9.88 メートルの地点
⑲の地点	⑱の地点から 23 度 39 分 09 秒	9.66 メートルの地点
⑳の地点	㉑の地点から 24 度 40 分 36 秒	9.66 メートルの地点
㉑の地点	㉒の地点から 25 度 32 分 27 秒	9.66 メートルの地点

(第三工区)

次の各地点のうち、①の地点から 41 度 43 分 51 秒 500.00 メートル地点を円心とする半径 500.00 メートルの円周で①の地点と㉒の地点とを結ぶ南側の円弧、㉒の地点から⑰の地点までを順次に結んだ線、⑰の地点から 111 度 48 分 38 秒 407.50 メートル地点を円心とする半径 407.50 メートルの円周で⑰の地点と㉓の地点とを結ぶ西側の円弧、㉓の地点から㉔の地点までを順次に結んだ線及び㉔の地点と①の地点を結ぶ平成 17 年の秋分の満潮位 (DL + 3.70 メートル) における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

①の地点	基点から 228 度 00 分 20 秒	1,341.57 メートルの地点
㉒の地点	①の地点から 131 度 24 分 32 秒	7.41 メートルの地点
㉑の地点	㉒の地点から 206 度 13 分 38 秒	4.77 メートルの地点
㉒の地点	㉑の地点から 205 度 32 分 27 秒	9.66 メートルの地点
㉓の地点	㉒の地点から 204 度 40 分 36 秒	9.66 メートルの地点
㉔の地点	㉓の地点から 203 度 39 分 09 秒	9.66 メートルの地点
⑰の地点	㉔の地点から 202 度 17 分 05 秒	9.88 メートルの地点
㉓の地点	⑰の地点から 197 度 25 分 46 秒	62.26 メートルの地点
⑮の地点	㉓の地点から 192 度 20 分 35 秒	9.43 メートルの地点
⑭の地点	⑮の地点から 191 度 12 分 25 秒	9.66 メートルの地点
⑬の地点	⑭の地点から 190 度 10 分 57 秒	9.66 メートルの地点
⑫の地点	⑬の地点から 189 度 19 分 08 秒	9.66 メートルの地点
⑪の地点	⑫の地点から 188 度 37 分 57 秒	9.66 メートルの地点
⑩の地点	⑪の地点から 188 度 06 分 58 秒	9.66 メートルの地点
⑨の地点	⑩の地点から 187 度 46 分 08 秒	9.66 メートルの地点
⑧の地点	⑨の地点から 187 度 35 分 40 秒	9.66 メートルの地点
⑦の地点	⑧の地点から 187 度 33 分 58 秒	13.70 メートルの地点

(3) 面積

(一工区)	16,745.34 平方メートル
(二工区)	2,383.61 平方メートル
(三工区)	3,477.37 平方メートル
(合計)	22,606.32 平方メートル

4 埋立てに関する工事の施行区域

(1) 位置

(一工区)

上天草市姫戸町姫浦字日守 3384、3383、3380、3379 の 2 及び 3379 の 1、字石崎 3359 の 3、3359 の 1、3362、3357 の 1、3357 の 2 及び 3332 の 3、字西成川内 3055 の 35、3055 の 33 及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路地先公有水面

(二工区)

上天草市姫戸町姫浦字日守 3384、3383、3380、3379 の 2 及び 3379 の 1、字石崎 3359 の 3、3359 の 1、3362、3357 の 1、3357 の 2 及びこれらの区域に隣接介在する道路地先公有水面

(三工区)

上天草市姫戸町姫浦字日守 3384、3383、3380、3379 の 2 及び 3379 の 1、字石崎 3359 の 3、3359 の 1、3362、3357 の 1、3357 の 2 及びこれらの区域に隣接介在する道路地先公有水面

(2) 区域

(一工区)

次の各地点のうち、ハの地点から 39 度 27 分 56 秒 500.00 メートル地点を円心とする半径 500.00 メートルの円周でハの地点とイの地点とを結ぶ南側の円弧、イの地点からオの地点までを結んだ線、オ、シ、ス、セ、ソ、タ、チ、ツ、テ、トの地点を順次に結んだ線、トの地点から 103 度 02 分 56 秒 395.50 メートル地点を円心とする半径 395.50 メートルの円周でトの地点とナの地点とを結ぶ西側の円弧、ナ、ニ、ヌ、ネ、ノの地点を順次に結んだ線及びノの地点とハの地点を結ぶ線により囲まれた区域

ハの地点	基点から 227 度 10 分 00 秒	1,339.17 メートルの地点
イの地点	ハの地点から 118 度 16 分 16 秒	194.15 メートルの地点
ウの地点	イの地点から 201 度 38 分 13 秒	220.72 メートルの地点
エの地点	ウの地点から 286 度 20 分 33 秒	156.03 メートルの地点
オの地点	エの地点から 9 度 48 分 19 秒	56.03 メートルの地点
シの地点	オの地点から 7 度 33 分 57 秒	29.50 メートルの地点
スの地点	シの地点から 7 度 35 分 38 秒	9.52 メートルの地点

セの地点	スの地点から 7 度 45 分 52 秒	9.52 メートルの地点
ソの地点	セの地点から 8 度 06 分 15 秒	9.52 メートルの地点
タの地点	ソの地点から 8 度 36 分 49 秒	9.52 メートルの地点
チの地点	タの地点から 9 度 17 分 59 秒	9.52 メートルの地点
ツの地点	チの地点から 10 度 09 分 27 秒	9.52 メートルの地点
テの地点	ツの地点から 11 度 11 分 11 秒	9.52 メートルの地点
トの地点	テの地点から 12 度 20 分 01 秒	9.29 メートルの地点
ナの地点	トの地点から 17 度 25 分 46 秒	60.42 メートルの地点
ニの地点	ナの地点から 22 度 17 分 26 秒	9.74 メートルの地点
ヌの地点	ニの地点から 23 度 40 分 24 秒	9.52 メートルの地点
ネの地点	ヌの地点から 24 度 42 分 06 秒	9.52 メートルの地点
ノの地点	ネの地点から 25 度 33 分 36 秒	9.52 メートルの地点

(二工区)

次の各地点のうち、ルの地点から 48 度 52 分 56 秒 500.00 メートル地点を円心とする半径 500.00 メートルの円周でルの地点とハの地点とを結ぶ南側の円弧、ハ、ノ、ネ、ヌ、二、ナの地点を順次に結んだ線、ナの地点から 111 度 48 分 38 秒 395.50 メートル地点を円心とする半径 395.50 メートルの円周でナの地点とトの地点とを結ぶ西側の円弧、ト、テ、ツ、チ、タ、ソ、セ、ス、シ、オ、カ、ヒの地点を順次に結んだ線、ヒの地点からモの地点までを順次に結んだ線、モの地点から 103 度 02 分 56 秒 407.50 メートル地点を円心とする半径 407.50 メートルの円周でモの地点とヤの地点とを結ぶ西側の円弧及びヤの地点からルの地点までを順次に結んだ線により囲まれた区域

ルの地点	基点から 227 度 41 分 28 秒	1,340.73 メートルの地点
ハの地点	ルの地点から 130 度 10 分 28 秒	12.36 メートルの地点
ノの地点	ハの地点から 206 度 14 分 45 秒	1.44 メートルの地点
ネの地点	ノの地点から 205 度 33 分 36 秒	9.52 メートルの地点
ヌの地点	ネの地点から 204 度 42 分 06 秒	9.52 メートルの地点
ニの地点	ヌの地点から 203 度 40 分 24 秒	9.52 メートルの地点
ナの地点	ニの地点から 202 度 17 分 26 秒	9.74 メートルの地点
トの地点	ナの地点から 197 度 25 分 46 秒	60.42 メートルの地点
テの地点	トの地点から 192 度 20 分 01 秒	9.29 メートルの地点
ツの地点	テの地点から 191 度 11 分 11 秒	9.52 メートルの地点
チの地点	ツの地点から 190 度 09 分 27 秒	9.52 メートルの地点
タの地点	チの地点から 189 度 17 分 59 秒	9.52 メートルの地点
ソの地点	タの地点から 188 度 36 分 49 秒	9.52 メートルの地点
セの地点	ソの地点から 188 度 06 分 15 秒	9.52 メートルの地点
スの地点	セの地点から 187 度 45 分 52 秒	9.52 メートルの地点
シの地点	スの地点から 187 度 35 分 38 秒	9.52 メートルの地点
オの地点	シの地点から 187 度 33 分 57 秒	29.50 メートルの地点
カの地点	オの地点から 323 度 54 分 40 秒	17.38 メートルの地点
ヒの地点	カの地点から 7 度 33 分 58 秒	16.93 メートルの地点
フの地点	ヒの地点から 7 度 35 分 40 秒	9.66 メートルの地点
ヘの地点	フの地点から 7 度 46 分 08 秒	9.66 メートルの地点
ホの地点	ヘの地点から 8 度 06 分 58 秒	9.66 メートルの地点
マの地点	ホの地点から 8 度 37 分 57 秒	9.66 メートルの地点
ミの地点	マの地点から 9 度 19 分 08 秒	9.66 メートルの地点
ムの地点	ミの地点から 10 度 10 分 57 秒	9.66 メートルの地点
メの地点	ムの地点から 11 度 12 分 25 秒	9.66 メートルの地点
モの地点	メの地点から 12 度 20 分 35 秒	9.43 メートルの地点
ヤの地点	モの地点から 17 度 25 分 46 秒	62.26 メートルの地点
ユの地点	ヤの地点から 22 度 17 分 05 秒	9.88 メートルの地点
ヨの地点	ユの地点から 23 度 39 分 09 秒	9.66 メートルの地点
ラの地点	ヨの地点から 24 度 40 分 36 秒	9.66 メートルの地点
リの地点	ラの地点から 25 度 32 分 27 秒	9.66 メートルの地点

(三工区)

次の各地点のうち、アの地点から 41 度 56 分 07 秒 500.00 メートル地点を円心とする半径 500.00 メートルの円周でアの地点とルの地点とを結ぶ南側の円弧、ル、リ、ラ、ヨ、ユ、ヤの地点を順次に結んだ線、ヤの地点から 111 度 48 分 38 秒 407.50 メートル地点を円心とする半径 407.50 メートルの円周でヤの地点とモの地点とを結ぶ西側の円弧、モ、メ、ム、ミ、マ、ホ、ヘ、フ、ヒ、カの地点を順次に結んだ線、カの地点からサの地点までを順次に結んだ線及びサの地点とアの地点を結んだ線により囲まれた区域

アの地点	基点から 228 度 04 分 53 秒	1,341.76 メートルの地点
ルの地点	アの地点から 131 度 24 分 32 秒	9.19 メートルの地点
リの地点	ルの地点から 206 度 13 分 38 秒	4.77 メートルの地点
ラの地点	リの地点から 205 度 32 分 27 秒	9.66 メートルの地点
ヨの地点	ラの地点から 204 度 40 分 36 秒	9.66 メートルの地点
ユの地点	ヨの地点から 203 度 39 分 09 秒	9.66 メートルの地点
ヤの地点	ユの地点から 202 度 17 分 05 秒	9.88 メートルの地点
モの地点	ヤの地点から 197 度 25 分 46 秒	62.26 メートルの地点

メの地点	モの地点から	192 度 20 分 35 秒	9.43	メートルの地点
ムの地点	メの地点から	191 度 12 分 25 秒	9.66	メートルの地点
ミの地点	ムの地点から	190 度 10 分 57 秒	9.66	メートルの地点
マの地点	ミの地点から	189 度 19 分 08 秒	9.66	メートルの地点
ホの地点	マの地点から	188 度 37 分 57 秒	9.66	メートルの地点
ヘの地点	ホの地点から	188 度 06 分 58 秒	9.66	メートルの地点
フの地点	ヘの地点から	187 度 46 分 08 秒	9.66	メートルの地点
ヒの地点	フの地点から	187 度 35 分 40 秒	9.66	メートルの地点
力の地点	ヒの地点から	187 度 33 分 58 秒	16.93	メートルの地点
キの地点	力の地点から	323 度 54 分 40 秒	21.30	メートルの地点
クの地点	キの地点から	348 度 08 分 15 秒	30.81	メートルの地点
ケの地点	クの地点から	6 度 09 分 41 秒	25.49	メートルの地点
コの地点	ケの地点から	15 度 25 分 17 秒	48.21	メートルの地点
サの地点	コの地点から	27 度 26 分 19 秒	48.73	メートルの地点

(3) 面積

(一工区) 42,029.69 平方メートル

(二工区) 2,431.38 平方メートル

(三工区) 3,972.37 平方メートル

(合計) 48,433.44 平方メートル

4 埋立地の用途

道路用地、住宅用地、公共施設用地、多目的用地及び護岸用地

熊本県告示第 763 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 46 条第 1 項の規定により指定居宅介護支援事業所を次のとおり指定した。

平成 18 年 7 月 21 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指 定 年 月 日
熊本市社会福祉事業団長寿の里居宅介護支援事業所 熊本市城山薬師町 780 番地	社会福祉法人熊本市社会福祉事業団	平成 18 年 7 月 1 日

熊本県告示第 764 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 46 条第 1 項の規定により指定居宅介護支援事業所を次のとおり指定した。

平成 18 年 7 月 21 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指 定 年 月 日
熊本市社会福祉事業団東の里居宅介護支援事業所 熊本市秋津三丁目 17 番 17 号	社会福祉法人熊本市社会福祉事業団	平成 18 年 7 月 1 日

熊本県告示第 765 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 46 条第 1 項の規定により指定居宅介護支援事業所を次のとおり指定した。

平成 18 年 7 月 21 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指 定 年 月 日
NPO サンアンドムーン武蔵ヶ丘サロン 菊池郡菊陽町大字津久礼 3600 番地 19	特定非営利活動法人ケアサー ビスくまもとサンアンドム ーン	平成 18 年 7 月 1 日

熊本県告示第 766 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 46 条第 1 項の規定により指定居宅介護支援事業所を次のとおり指定した。

平成 18 年 7 月 21 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業所の名称及び事業所の所在地	事業 者 名	指 定 年 月 日
ハートプラン 阿蘇市小里字小路 249 番地 2	医療法人坂梨ハート会	平成 18 年 7 月 1 日

熊本県告示第 767 号

平成 12 年 3 月 22 日付け熊本県指令港第 12 号で免許した長洲港公有水面埋立について、公有水面埋立法（大正 10 年法律第 57 号）第 13 条ノ 2 第 1 項の規定により、次のとおり埋立区域縮小、埋立地用途変更、設計概要変更、竣工期間伸長及び埋立区域分割を許可した。
平成 18 年 7 月 21 日

長洲港港湾管理者 熊本県
代表者 熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 許可を受けた者の住所及び氏名
熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
熊本県 代表者 熊本県知事 潮谷義子
- 2 許可年月日及び番号
平成 18 年 7 月 13 日
熊本県指令港第 2 号
- 3 埋立区域
 - (1) 位置
(変更前)
ア. 全体
玉名郡長洲町大字長洲 3325 番 11、3329 番 3、3308 番 2 の地先公有水面
イ. 1 工区
玉名郡長洲町大字長洲 3329 番 3、3308 番 2 の地先公有水面
ウ. 2 工区
玉名郡長洲町大字長洲 3325 番 11、3329 番 3 の地先公有水面
(変更後)
ア. 全体
変更なし
イ. 1 - 1 工区
玉名郡長洲町大字長洲 3329 番 3、3308 番 2 の地先公有水面
ウ. 1 - 2 工区
玉名郡長洲町大字長洲 3329 番 3 の地先公有水面
エ. 2 工区
変更なし
 - (2) 区域
(変更前)
ア. 全体
次の各地点を順次結んだ線及び①の地点と⑯の地点を結ぶ平成 11 年の秋分の満潮位（D. L. + 4.04 メートル）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域
①の地点 国土地理院長洲小学校四等三角点（北緯 32 度 55 分 42 秒 680、東経 130 度 26 分 52 秒 816）（以下「基点」という。）から 269 度 48 分 29 秒 511.28 メートルの地点
②の地点 ①の地点から 263 度 28 分 10 秒 118.85 メートルの地点
③の地点 ②の地点から 173 度 28 分 10 秒 80.00 メートルの地点
④の地点 ③の地点から 263 度 28 分 10 秒 9.50 メートルの地点
⑤の地点 ④の地点から 353 度 28 分 10 秒 1.60 メートルの地点
⑥の地点 ⑤の地点から 83 度 28 分 10 秒 3.10 メートルの地点
⑦の地点 ⑥の地点から 353 度 28 分 10 秒 275.20 メートルの地点
⑧の地点 ⑦の地点から 263 度 28 分 10 秒 3.10 メートルの地点
⑨の地点 ⑧の地点から 353 度 28 分 10 秒 3.20 メートルの地点
⑩の地点 ⑨の地点から 50 度 59 分 50 秒 3.03 メートルの地点
⑪の地点 ⑩の地点から 140 度 59 分 50 秒 3.10 メートルの地点
⑫の地点 ⑪の地点から 50 度 59 分 50 秒 22.40 メートルの地点
⑬の地点 ⑫の地点から 320 度 59 分 50 秒 1.58 メートルの地点
⑭の地点 ⑬の地点から 50 度 59 分 50 秒 104.00 メートルの地点
⑮の地点 ⑭の地点から 353 度 07 分 14 秒 1.79 メートルの地点
⑯の地点 ⑮の地点から 83 度 28 分 07 秒 20.00 メートルの地点
イ. 1 工区
次の地点のうち①の地点から⑥の地点までを順次に結んだ線、⑥、⑯、⑰の地点までを順次に結んだ線及び①の地点と⑰の地点を結ぶ平成 11 年の秋分の満潮位（D. L. + 4.04 メートル）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域
①の地点 基点から 269 度 48 分 29 秒 511.28 メートルの地点
②の地点 ①の地点から 263 度 28 分 10 秒 118.85 メートルの地点
③の地点 ②の地点から 173 度 28 分 10 秒 80.00 メートルの地点

④の地点	③の地点から 263 度 28 分 10 秒	9.50 メートルの地点
⑤の地点	④の地点から 353 度 28 分 10 秒	1.60 メートルの地点
⑥の地点	⑤の地点から 83 度 28 分 10 秒	3.10 メートルの地点
⑦の地点	⑥の地点から 353 度 28 分 10 秒	168.40 メートルの地点
⑧の地点	⑦の地点から 83 度 28 分 10 秒	126.86 メートルの地点

ウ. 2 工区

次の地点のうち⑧、⑦、⑥の地点までを順次に結んだ線、⑥の地点から⑤の地点までを順次に結んだ線及び⑤の地点と④の地点を結ぶ平成 11 年の秋分の満潮位 (D. L. + 4.04 メートル) における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

⑧の地点	基点から 279 度 35 分 40 秒	527.30 メートルの地点
⑦の地点	⑧の地点から 263 度 28 分 10 秒	126.86 メートルの地点
⑥の地点	⑦の地点から 353 度 28 分 10 秒	106.80 メートルの地点
⑤の地点	⑥の地点から 263 度 28 分 10 秒	3.10 メートルの地点
④の地点	⑤の地点から 353 度 28 分 10 秒	3.20 メートルの地点
③の地点	④の地点から 50 度 59 分 50 秒	3.03 メートルの地点
②の地点	③の地点から 140 度 59 分 50 秒	3.10 メートルの地点
①の地点	②の地点から 50 度 59 分 50 秒	22.40 メートルの地点
③の地点	②の地点から 320 度 59 分 50 秒	1.58 メートルの地点
④の地点	③の地点から 50 度 59 分 50 秒	104.00 メートルの地点
⑤の地点	④の地点から 353 度 07 分 14 秒	1.79 メートルの地点
⑥の地点	⑤の地点から 83 度 28 分 07 秒	20.00 メートルの地点

(変更後)

ア. 全体

次の各地点を順次結んだ線及び①の地点と②の地点を結ぶ平成 11 年の秋分の満潮位 (D. L. + 4.04 メートル) における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

①の地点 国土地理院長洲小学校四等三角点 (北緯 32 度 55 分 42 秒 680、東経 130 度 26 分 52 秒 816) (以下「基点」という。) から 269 度 48 分 29 秒 511.28 メートルの地点

②の地点	①の地点から 263 度 28 分 10 秒	56.15 メートルの地点
③の地点	②の地点から 353 度 28 分 10 秒	1.50 メートルの地点
④の地点	③の地点から 263 度 28 分 10 秒	4.70 メートルの地点
⑤の地点	④の地点から 173 度 28 分 10 秒	1.50 メートルの地点
⑥の地点	⑤の地点から 263 度 28 分 10 秒	33.00 メートルの地点
⑦の地点	⑥の地点から 353 度 28 分 10 秒	1.50 メートルの地点
⑧の地点	⑦の地点から 263 度 28 分 10 秒	4.70 メートルの地点
⑨の地点	⑧の地点から 173 度 28 分 10 秒	1.50 メートルの地点
⑩の地点	⑨の地点から 263 度 28 分 10 秒	20.30 メートルの地点
⑪の地点	⑩の地点から 173 度 28 分 10 秒	32.40 メートルの地点
⑫の地点	⑪の地点から 263 度 28 分 10 秒	1.50 メートルの地点
⑬の地点	⑫の地点から 173 度 28 分 10 秒	4.70 メートルの地点
⑭の地点	⑬の地点から 83 度 28 分 10 秒	1.50 メートルの地点
⑮の地点	⑭の地点から 173 度 28 分 10 秒	35.30 メートルの地点
⑯の地点	⑮の地点から 263 度 28 分 10 秒	1.50 メートルの地点
⑰の地点	⑯の地点から 173 度 28 分 10 秒	4.70 メートルの地点
⑱の地点	⑰の地点から 83 度 28 分 10 秒	1.50 メートルの地点
⑲の地点	⑱の地点から 173 度 28 分 10 秒	2.90 メートルの地点
⑳の地点	⑲の地点から 263 度 28 分 10 秒	6.40 メートルの地点
㉑の地点	⑳の地点から 353 度 28 分 10 秒	276.80 メートルの地点
㉒の地点	㉑の地点から 263 度 28 分 10 秒	3.10 メートルの地点
㉓の地点	㉒の地点から 353 度 28 分 10 秒	3.20 メートルの地点
㉔の地点	㉓の地点から 50 度 59 分 50 秒	3.03 メートルの地点
㉕の地点	㉔の地点から 140 度 59 分 50 秒	3.10 メートルの地点
㉖の地点	㉕の地点から 50 度 59 分 50 秒	22.40 メートルの地点
㉗の地点	㉖の地点から 320 度 59 分 50 秒	1.58 メートルの地点
㉘の地点	㉗の地点から 50 度 59 分 50 秒	104.00 メートルの地点
㉙の地点	㉘の地点から 353 度 07 分 14 秒	1.79 メートルの地点
㉚の地点	㉙の地点から 83 度 28 分 07 秒	20.00 メートルの地点

イ. 1-1 工区

次の地点のうち①の地点から②の地点までを順次に結んだ線、②、③、④の地点までを順次に結んだ線及び①の地点⑤の地点を結ぶ平成 11 年の秋分の満潮位 (D. L. + 4.04 メートル) における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

①の地点	基点から 269 度 48 分 29 秒	511.28 メートルの地点
②の地点	①の地点から 263 度 28 分 10 秒	56.15 メートルの地点
③の地点	②の地点から 353 度 28 分 10 秒	1.50 メートルの地点
④の地点	③の地点から 263 度 28 分 10 秒	4.70 メートルの地点
⑤の地点	④の地点から 173 度 28 分 10 秒	1.50 メートルの地点
⑥の地点	⑤の地点から 263 度 28 分 10 秒	33.00 メートルの地点

⑦の地点	⑥の地点から	353 度 28 分 10 秒	1.50 メートルの地点
⑧の地点	⑦の地点から	263 度 28 分 10 秒	4.70 メートルの地点
⑨の地点	⑧の地点から	173 度 28 分 10 秒	1.50 メートルの地点
⑩の地点	⑨の地点から	263 度 28 分 10 秒	20.30 メートルの地点
⑪の地点	⑩の地点から	173 度 28 分 10 秒	32.40 メートルの地点
⑫の地点	⑪の地点から	263 度 28 分 10 秒	1.50 メートルの地点
⑬の地点	⑫の地点から	173 度 28 分 10 秒	4.70 メートルの地点
⑭の地点	⑬の地点から	83 度 28 分 10 秒	1.50 メートルの地点
⑮の地点	⑭の地点から	173 度 28 分 10 秒	35.30 メートルの地点
⑯の地点	⑮の地点から	263 度 28 分 10 秒	1.50 メートルの地点
⑰の地点	⑯の地点から	173 度 28 分 10 秒	4.70 メートルの地点
⑱の地点	⑰の地点から	83 度 28 分 10 秒	1.50 メートルの地点
⑲の地点	⑱の地点から	173 度 28 分 10 秒	2.90 メートルの地点
⑳の地点	⑲の地点から	263 度 28 分 10 秒	6.40 メートルの地点
㉑の地点	㉑の地点から	353 度 28 分 10 秒	166.48 メートルの地点
㉒の地点	㉒の地点から	83 度 28 分 10 秒	126.80 メートルの地点

ウ. 1 - 2 工区

次の地点のうち㉓、㉔、㉕、㉖の地点までを順次に結んだ線及び㉓の地点と㉖の地点を結ぶ平成 11 年の秋分の満潮位 (D. L. + 4.04 メートル) における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

㉓の地点	基点から	279 度 13 分 42 秒	526.40 メートルの地点
㉔の地点	㉓の地点から	263 度 28 分 10 秒	126.80 メートルの地点
㉕の地点	㉔の地点から	353 度 28 分 10 秒	3.52 メートルの地点
㉖の地点	㉕の地点から	83 度 28 分 10 秒	126.86 メートルの地点

エ. 2 工区

次の地点のうち㉗、㉘、㉙の地点までを順次に結んだ線、㉙の地点から㉚の地点までを順次に結んだ線及び㉗の地点と㉚の地点を結ぶ平成 11 年の秋分の満潮位 (D. L. + 4.04 メートル) における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

㉗の地点	基点から	279 度 35 分 40 秒	527.30 メートルの地点
㉘の地点	㉗の地点から	263 度 28 分 10 秒	126.86 メートルの地点
㉙の地点	㉘の地点から	353 度 28 分 10 秒	106.80 メートルの地点
㉚の地点	㉙の地点から	263 度 28 分 10 秒	3.10 メートルの地点
㉛の地点	㉚の地点から	353 度 28 分 10 秒	3.20 メートルの地点
㉜の地点	㉛の地点から	50 度 59 分 50 秒	3.03 メートルの地点
㉝の地点	㉜の地点から	140 度 59 分 50 秒	3.10 メートルの地点
㉞の地点	㉝の地点から	50 度 59 分 50 秒	22.40 メートルの地点
㉟の地点	㉞の地点から	320 度 59 分 50 秒	1.58 メートルの地点
㊱の地点	㉟の地点から	50 度 59 分 50 秒	104.00 メートルの地点
㊲の地点	㊱の地点から	353 度 07 分 14 秒	1.79 メートルの地点
㊳の地点	㊲の地点から	83 度 28 分 07 秒	20.00 メートルの地点

(3) 面積

(変更前)

ア. 全体	30,918.86 平方メートル
イ. 1 工区	11,861.66 平方メートル
ウ. 2 工区	19,057.20 平方メートル

(変更後)

ア. 全体	30,885.71 平方メートル
イ. 1 - 1 工区	11,387.10 平方メートル
ウ. 1 - 2 工区	441.41 平方メートル
エ. 1 工区	11,828.51 平方メートル
オ. 2 工区	19,057.20 平方メートル

4 埋立に関する工事の施行区域

(1) 位置

変更なし

(2) 区域

(変更前)

ア. 全体

次の各地点を順次に結んだ線及び㊴の地点と㊵の地点とを結んだ線により囲まれた区域

㊴の地点	基点から	257 度 07 分 26 秒	575.02 メートルの地点
㊵の地点	㊴の地点から	263 度 28 分 10 秒	145.00 メートルの地点
㊶の地点	㊵の地点から	353 度 28 分 10 秒	387.64 メートルの地点
㊷の地点	㊶の地点から	50 度 59 分 50 秒	249.17 メートルの地点
㊸の地点	㊷の地点から	172 度 25 分 40 秒	199.47 メートルの地点
㊹の地点	㊸の地点から	174 度 24 分 08 秒	222.09 メートルの地点
㊺の地点	㊹の地点から	263 度 28 分 10 秒	40.74 メートルの地点
㊻の地点	㊺の地点から	173 度 28 分 10 秒	40.00 メートルの地点

イ. 1 工区

次の①の地点と②の地点を結んだ線、②、③、④、⑤の地点までを順次に結んだ線、⑤の地点から⑥の地点までを順次に結んだ線及び①の地点と⑥の地点とを結んだ線により囲まれた区域

①の地点	基点から 257 度 07 分 26 秒	575.02 メートルの地点
②の地点	①の地点から 263 度 28 分 10 秒	145.00 メートルの地点
③の地点	②の地点から 353 度 28 分 10 秒	210.00 メートルの地点
④の地点	③の地点から 83 度 28 分 10 秒	212.03 メートルの地点
⑤の地点	④の地点から 174 度 24 分 08 秒	110.11 メートルの地点
⑥の地点	⑤の地点から 263 度 28 分 10 秒	40.74 メートルの地点
⑦の地点	⑥の地点から 173 度 28 分 10 秒	40.00 メートルの地点

ウ. 2 工区

次の⑧の地点と⑨の地点を結んだ線、⑨の地点と⑩の地点を結んだ線、⑩の地点から⑪の地点までを順次に結んだ線及び⑧の地点と⑪の地点とを結んだ線により囲まれた区域

⑧の地点	基点から 279 度 39 分 27 秒	525.30 メートルの地点
⑨の地点	⑧の地点から 263 度 28 分 10 秒	212.03 メートルの地点
⑩の地点	⑨の地点から 353 度 28 分 10 秒	177.64 メートルの地点
⑪の地点	⑩の地点から 50 度 59 分 50 秒	249.17 メートルの地点
⑫の地点	⑪の地点から 172 度 25 分 40 秒	199.47 メートルの地点

(変更後)

ア. 全体

変更なし

イ. 1 工区

次の①の地点と②の地点を結んだ線、②、③、④、⑤の地点までを順次に結んだ線、⑤の地点から⑥の地点までを順次に結んだ線及び①の地点と⑥の地点とを結んだ線により囲まれた区域

①の地点	基点から 257 度 07 分 26 秒	575.02 メートルの地点
②の地点	①の地点から 263 度 28 分 10 秒	145.00 メートルの地点
③の地点	②の地点から 353 度 28 分 10 秒	205.00 メートルの地点
④の地点	③の地点から 83 度 28 分 10 秒	211.94 メートルの地点
⑤の地点	④の地点から 174 度 24 分 08 秒	105.11 メートルの地点
⑥の地点	⑤の地点から 263 度 28 分 10 秒	40.74 メートルの地点
⑦の地点	⑥の地点から 173 度 28 分 10 秒	40.00 メートルの地点

ウ. 2 工区

次の⑧の地点と⑨の地点を結んだ線、⑨の地点と⑩の地点を結んだ線、⑩の地点から⑪の地点までを順次に結んだ線及び⑧の地点と⑪の地点とを結んだ線により囲まれた区域

⑧の地点	基点から 279 度 07 分 48 秒	524.01 メートルの地点
⑨の地点	⑧の地点から 263 度 28 分 10 秒	211.94 メートルの地点
⑩の地点	⑨の地点から 353 度 28 分 10 秒	182.64 メートルの地点
⑪の地点	⑩の地点から 50 度 59 分 50 秒	249.17 メートルの地点
⑫の地点	⑪の地点から 172 度 25 分 40 秒	199.47 メートルの地点

(3) 面積

(変更前)

ア. 全体 91,143.25 平方メートル

イ. 1 工区 39,456.51 平方メートル

ウ. 2 工区 51,686.74 平方メートル

(変更後)

ア. 全体 変更なし

イ. 1 工区 38,351.22 平方メートル

ウ. 2 工区 52,792.03 平方メートル

5 埋立地の用途

(変更前)

ふ頭用地 約 2.6 ヘクタール

道路用地 約 0.5 ヘクタール

(変更後)

ふ頭用地 約 3.0 ヘクタール

道路用地 約 0.1 ヘクタール

熊本県告示第 768 号

介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)第 46 条第 1 項の規定により指定居宅介護支援事業所を次のとおり指定した。

平成 18 年 7 月 21 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【訪問介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
-----------------	------	-------

アトム薬局 菊池市大琳寺 275 番地 5	有限会社泰斗	平成 18 年 7 月 1 日
--------------------------	--------	-----------------

熊本県告示第 769 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 46 条第 1 項の規定により指定居宅介護支援事業所を次のとおり指定した。

平成 18 年 7 月 21 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
NPO サンアンドムーン 熊本市西阿弥陀寺町 1 番 1 号	特定非営利活動法人ケアサー ビスくまもとサンアンドム ーン	平成 18 年 7 月 5 日

熊本県告示第 770 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 18 年 7 月 21 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【訪問介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
訪問看護ステーションいきいきらいふ 熊本市平田二丁目 12 番 18 号	アイティーアイ株式会社	平成 18 年 8 月 1 日

熊本県告示第 771 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 53 条第 1 項の規定により指定介護予防サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 18 年 7 月 21 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【介護予防訪問看護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
訪問看護ステーションいきいきらいふ 熊本市平田二丁目 12 番 18 号	アイティーアイ株式会社	平成 18 年 7 月 5 日

熊本県告示第 772 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 46 条第 1 項の規定により指定居宅介護支援事業所を次のとおり指定した。

平成 18 年 7 月 21 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
あっと・すまいるケアセンター 菊池郡菊陽町津久礼 1977 番地 61	有限会社あっと・すまいる	平成 18 年 7 月 1 日

熊本県告示第 773 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 18 年 7 月 21 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【訪問リハビリテーション】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
訪問リハビリテーションセンター清雅苑 熊本市山室六丁目 8 番 1 号	医療法人社団寿量会	平成 18 年 8 月 1 日

熊本県告示第 774 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 53 条第 1 項の規定により指定介護予防サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 18 年 7 月 21 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【介護予防訪問リハビリテーション】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
訪問リハビリテーションセンター清雅苑 熊本市山室六丁目 8 番 1 号	医療法人社団寿量会	平成 18 年 8 月 1 日

熊本県告示第 775 号

熊本県木材業者及び製材業者登録条例（昭和 34 年熊本県条例第 36 号）第 7 条の規定により、木材業者の登録を次のとおり書き換えた。

平成 18 年 7 月 21 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

（木材業者登録の書換え）

書 換 年 月 日 登 録 番 号	住所及び氏名（法人にあつては所在地、名称及び代表者氏名）		変更の理由
	変更前の登録事項	変更後の登録事項	
平成 18 年 4 月 21 日 A08077	八代市坂本町鮎婦ほ 1512 亀田産業有限会社 代表取締役 亀田宏子	八代市坂本町鮎婦ほ 1512 亀田産業有限会社 代表取締役 園川忠美	代表者変更のため
平成 18 年 4 月 28 日 A07158	上益城郡山都町入佐 269-1 有限会社国見総業 松井義文	上益城郡山都町入佐 267-13 有限会社国見総業 松井義文	地番更正のため

公 告**熊本県公告第 554 号**

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第 36 条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。

平成 18 年 7 月 21 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市須屋字拾八町 1626 番 23 及び里道の一部
1,503.06 平方メートル
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名
熊本市帯山八丁目 6 番 38 号
有限会社タツヤ

熊本県公告第 555 号

熊本市金峰南麓土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があった。

平成 18 年 7 月 21 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

役職名	氏 名	住 所
退任		
理事	田 尻 幸 博	熊本市小島下町 181 番地 2
"	福 島 直 人	熊本市小島下町 1941 番地
"	平 川 康 征	熊本市松尾町上松尾 2680 番地
"	小 嶋 弘 彰	熊本市松尾町上松尾 2079 番地
"	福 島 弘 行	熊本市松尾町上松尾 4244 番地
"	白 石 勲	熊本市松尾町上松尾 4172 番地 2
"	中 村 幸 人	熊本市松尾町近津 246 番地

”	下 津 貞 幸	熊本市松尾町近津 1041 番地 2
”	坂 本 朗	熊本市松尾町平山 1053 番地
”	吉 川 光 治	熊本市松尾町平山 44 番地 2
”	笠 井 俊 光	熊本市松尾町平山 57 番地
”	宮 崎 正 敏	熊本市松尾町平山 74 番地
監事	竹 原 正 時	熊本市小島下町 2358 番地
”	本 田 幹 男	熊本市松尾町上松尾 3036 番地
”	中 村 栄	熊本市松尾町近津 1160 番地
就任		
理事	岩 本 聖 也	熊本市小島下町 2203 番地
”	福 島 直 人	熊本市小島下町 1941 番地
”	白 石 勲	熊本市松尾町上松尾 4172 番地 2
”	福 島 弘 行	熊本市松尾町上松尾 4244 番地
”	中 村 幸 人	熊本市松尾町近津 246 番地
”	下 津 幸 考	熊本市松尾町近津 1041 番地 2
”	稼 農 茂 秋	熊本市松尾町平山 64 番地
”	稼 農 寿 男	熊本市松尾町平山 68 番地
”	藤 本 秀 正	熊本市松尾町平山 936 番地
”	豊 田 智 幸	熊本市松尾町平山 54 番地
”	小 嶋 弘 彰	熊本市松尾町上松尾 2079 番地
”	平 川 康 征	熊本市松尾町上松尾 2680 番地
監事	田 尻 幸 博	熊本市小島下町 181 番地 2
”	本 田 孝 治	熊本市松尾町上松尾 3036 番地
”	中 村 栄	熊本市松尾町近津 1160 番地

熊本県公告第 556 号

特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 10 条第 2 項の規定により次のとおり公告する。

平成 18 年 7 月 21 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 申請年月日
平成 18 年 6 月 24 日
- 2 名称
NPO 法人山鹿ゆうあい園
- 3 代表者の氏名
早田 昭二
- 4 主たる事務所の所在地
山鹿市山鹿 1328 番地 1
- 5 定款に記載された目的
この法人は、不特定多数の障害者に対して、日常生活及び自立のための福祉に関する事業を行い、公益の増進に寄与することを目的とする。

熊本県公告第 557 号

特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 10 条第 2 項の規定により次のとおり公告する。

平成 18 年 7 月 21 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 申請年月日
平成 18 年 6 月 29 日
- 2 名称
NPO 法人くれよんのもり
- 3 代表者の氏名
遠山 令二
- 4 主たる事務所の所在地
球磨郡錦町大字一武 2196 番地 2
- 5 定款に記載された目的
この法人は、障害者をはじめとする高齢者、児童などの社会的弱者およびそれらの支

援に関わる不特定多数の市民に対して地域福祉に関する事業を行い、相互のつながりを深めることでコミュニティの健全な形成を促進し、地域社会の公益に寄与することを目的とする。

熊本県公告第 558 号

特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 10 条第 2 項の規定により次のとおり公告する。

平成 18 年 7 月 21 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 申請年月日
平成 18 年 6 月 30 日
- 2 名称
NPO 法人荒尾きぼうの家
- 3 代表者の氏名
上田 徹
- 4 主たる事務所の所在地
荒尾市荒尾下川後田 3959 番地 10
- 5 定款に記載された目的
この法人は、荒尾市および有明地域における障害者に対して、障害者自立支援法に基づく訓練の場としての、作業所事業・相談事業・文化スポーツ交流事業を実施し、障害者の地域での社会参加を促進することを目的とする。

熊本県公告第 559 号

特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 10 条第 2 項の規定により次のとおり公告する。

平成 18 年 7 月 21 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 申請年月日
平成 18 年 7 月 3 日
- 2 名称
特定非営利活動法人ひまわり芦北
- 3 代表者の氏名
岡部 恵美子
- 4 主たる事務所の所在地
葦北郡芦北町大字湯浦 233 番地 6
- 5 定款に記載された目的
この法人は、在宅障害者に対して、共同作業や機能訓練に関する事業を行い、生活意欲の向上及び社会的自立を図ることを目的とする。

熊本県公告第 560 号

特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 10 条第 2 項の規定により次のとおり公告する。

平成 18 年 7 月 21 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 申請年月日
平成 18 年 7 月 4 日
- 2 名称
NPO 法人くまもと地域自治体研究所
- 3 代表者の氏名
森 武徳
- 4 主たる事務所の所在地
熊本市神水一丁目 30 番 7 号
- 5 定款に記載された目的
この法人は、熊本において地域・自治体に関心を持つ人々や団体とともに、第 5 条に掲げる事業を行い、住民の生活向上と地方自治の民主的発展に寄与することを目的とする。

熊本県公告第 561 号

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 25 条第 5 項において準用する同法第 10 条第 2 項の規定により次のとおり公告する。

平成 18 年 7 月 21 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 申請年月日
平成 18 年 6 月 26 日

- 2 名称
NPO 法人かちゃリンクやまえ
- 3 代表者の氏名
横山 浩之
- 4 主たる事務所の所在地
球磨郡山江村大字山田甲 1356 番地の 1
- 5 定款に記載された目的
この法人は、行政、住民、企業の協働による地域づくりの事業を行うことで、新しい住民サービスの提供や住民サービスの充実を図り、豊かで活力ある地域社会づくりに寄与することを目的とする。

熊本県公告第 562 号

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 25 条第 5 項において準用する同法第 10 条第 2 項の規定により次のとおり公告する。

平成 18 年 7 月 21 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 申請年月日
平成 18 年 6 月 28 日
- 2 名称
特定非営利活動法人なずな工房
- 3 代表者の氏名
北島 佳代
- 4 主たる事務所の所在地
下益城郡富合町杉島 1163 番地 5
- 5 定款に記載された目的
この法人は、在宅の障害を持つ方々に対して、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、障害者の地域生活支援に関する事業を行い、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的とする。

熊本県公告第 563 号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）第 29 条第 4 項の規定により、次のとおり公聴会を開催する。

平成 18 年 7 月 21 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

日 時	場 所	聴こうとする案件
平成 18 年 8 月 11 日午後 2 時から	大津町役場 4 階 大会議室 (菊池郡大津町大津 1233)	北向山特別保護地区の指定について

登 載 依 頼**熊本県職業能力開発審議会公告第 1 号**

熊本県職業能力開発審議会の会議を、次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。

平成 18 年 7 月 21 日

熊本県職業能力開発審議会
会 長 山 下 勉

- 1 開催日時
平成 18 年 8 月 1 日（火）
午前 10 時 00 分から午後 0 時 00 分まで
- 2 開催場所
熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
熊本県庁 本館 5 階審議会室
- 3 議題
第 8 次熊本県職業能力開発計画（案）について
- 4 傍聴者の定員
10 名
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において、審議会の会長の許可を得た上で、会議の会場に入ることができる。

(2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。

6 問い合わせ先

熊本県熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号

熊本県職業能力開発審議会事務局（熊本県商工観光労働部労働雇用総室産業人材育成室）

（電話 096-333-2344）

熊本県野生鳥獣保護管理検討委員会公告第 1 号

平成 18 年度熊本県野生鳥獣保護管理検討委員会の会議を、次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続きは、次のとおりとする。

平成 18 年 7 月 21 日

熊本県野生鳥獣保護管理検討委員会

会長 西 岡 鐵 夫

1 開催日時

平成 18 年 8 月 1 日（火）

午後 1 時から

2 開催場所

熊本県庁行政棟本館 9 階 901 会議室

3 議題

阿蘇地域の野生サルの保護管理について

4 傍聴人の定員

10 人

5 傍聴手続き

(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において、委員会の会長の許可を得たうえで、会議の会場に入ることができる。

(2) 傍聴の手続きは、先着順で行い、定員になり次第終了する。

6 問い合わせ先

熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号

熊本県環境生活部自然保護課野生鳥獣班

(096-333-2275)

熊本県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 18 年 7 月 21 日

熊本県人事委員会委員長 松 尾 隆 樹

熊本県人事委員会規則第 38 号

熊本県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

熊本県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則（昭和 41 年熊本県人事委員会規則第 11 号）の一部を次のように改正する。

別表市町村の表南小国町の項中

「

町長部局	本庁 保育園	課長 園長 保育審議員
教育委員会	事務局 給食センター 中学校 小学校	教育長 課長 課長 校長 教頭 校長 教頭

」を

「

町長部局	本庁（会計室を含む。） 保育園	課長 班長 園長
教育委員会	事務局 中学校 小学校	教育長 局長 校長 教頭 校長 教頭

」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

